

広域連携

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度

制度の概要

運用状況 (H22.7.1現在)

法人の設立を要しない簡便な仕組み

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

- 設置件数: 216件
- 主な事務: 小中学校の運営など教育関係79件(36.6%)、広域行政計画等の策定等地域開発計画72件(33.3%)、環境衛生19件(8.8%)

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

- 設置件数: 395件
- 主な事務: 介護保険認定審査132件(33.4%)、公平委員会112件(28.4%)、障害区分認定審査102件(25.8%)

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

- 委託件数: 5,264件
- 主な事務: 公平委員会1,111件(21.1%)、住民票等の交付1,089件(20.7%)、競艇853件(16.2%)

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

- 設置件数: 1,572件
- 主な事務: ごみ処理399件(25.4%)、し尿処理355件(22.6%)、消防284件(18.1%)、救急282件(17.9%)、火葬場23件(14.2%)

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

- 設置件数: 115件
- 主な事務: 後期高齢者医療48件(41.7%)、介護保険47件(40.9%)、障害者福祉32件(27.8%)、広域行政計画等の策定22件(19.1%)

地方開発事業団

地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。

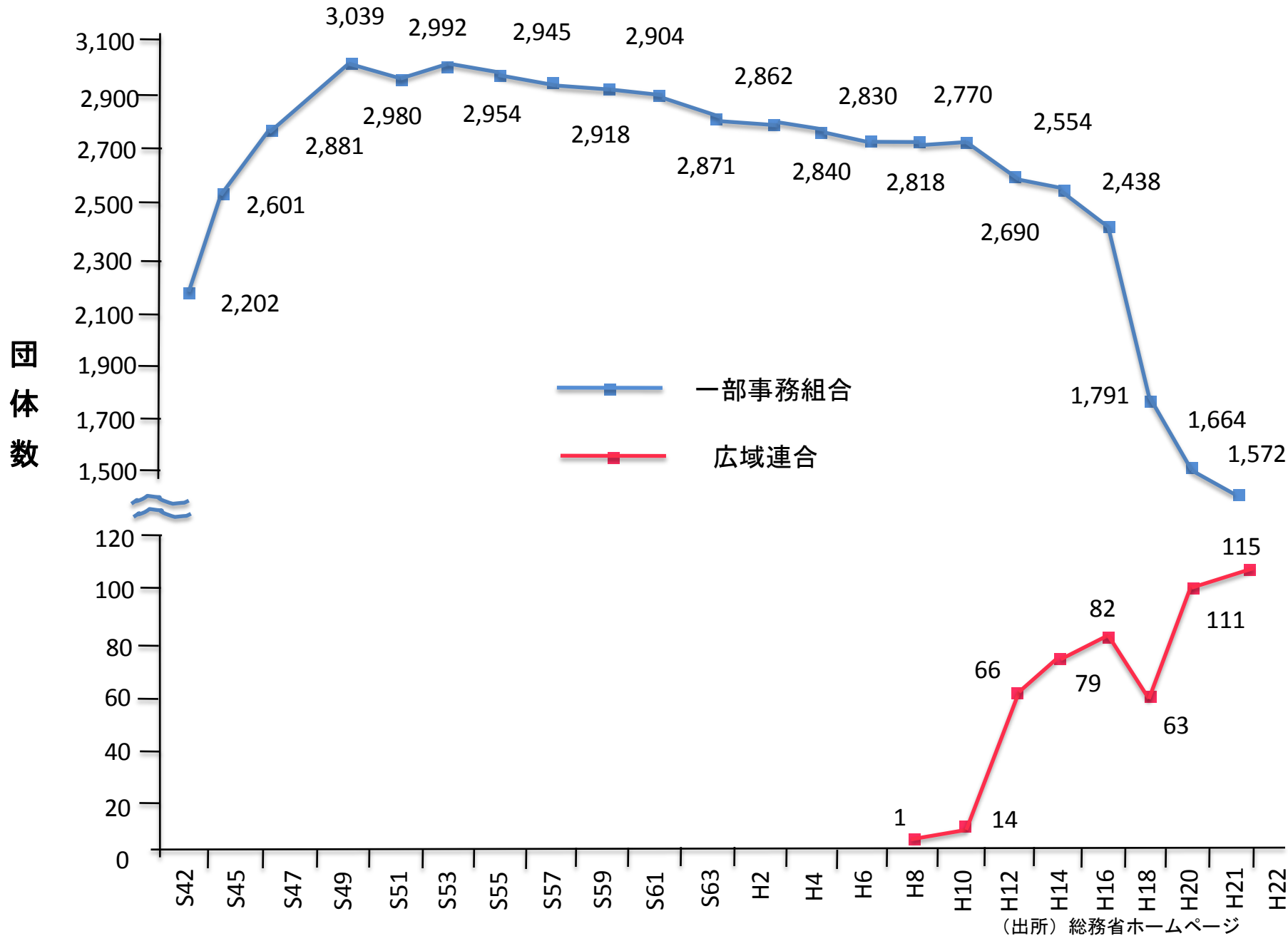
- 設置件数: 1件

全部事務組合 役場事務組合

全部事務組合: 町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
役場事務組合: 町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

- 昭和35年以降
活用例なし

別法人の設立を要する一部事務組合及び広域連合設置件数の推移



主な事務の種類別共同処理の状況(その1)

※H22.7.1現在(カッコ内H20.7時点)

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
広域行政計画等		65 (110)			123 (158)	22 (30)	210 (298)
農業用水		9 (11)		75 (73)	30 (33)		114 (117)
林道・林野		1 (2)		6 (6)	91 (93)	3 (3)	101 (104)
病院・診療所		2 (3)	1 (1)	16 (48)	119 (135)	3 (4)	141 (191)
児童福祉				51 (46)	27 (27)	3 (1)	81 (74)
老人福祉		1 (1)		13 (18)	109 (127)	12 (13)	135 (159)
障害者福祉		5 (4)	106 (108)	50 (51)	84 (80)	32 (28)	277 (271)
介護保険		1 (2)	132 (142)	56 (42)	146 (123)	47 (47)	382 (356)
後期高齢者医療						48 (49)	48 (49)
上水道		5 (5)		22 (39)	102 (106)	1 (1)	130 (151)
下水道		6 (7)		209 (196)	32 (34)	1 (2)	248 (239)
ごみ処理		3 (2)		108 (107)	399 (422)	26 (25)	536 (556)
し尿処理				77 (79)	355 (386)	15 (14)	447 (479)

主な事務の種類別共同処理の状況(その2)

※H22.7.1現在(カッコ内H20.7時点)

事務の種類	共同処理の方法					
	協議会	機関等の 共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
火葬場	3 (3)		71 (71)	223 (233)	14 (14)	311 (321)
小学校	7 (8)		72 (74)	11 (11)	1 (0)	91 (93)
中学校	7 (8)		68 (65)	28 (31)	1 (0)	104 (104)
社会教育	9 (28)	(1)	12 (18)	24 (44)	5 (4)	50 (95)
消防	2 (1)		148 (152)	284 (297)	20 (19)	454 (469)
救急	1 (1)		127 (140)	282 (295)	20 (19)	430 (455)
職員研修	3 (5)		61 (61)	55 (57)	13 (15)	132 (138)
退職手当			126 (80)	47 (48)		173 (128)
公務災害		6 (6)	385 (364)	44 (43)		435 (413)
公平委員会		112 (114)	1,111 (1,169)	8 (10)	5 (4)	1,236 (1,297)
競輪・競馬・競艇	1 (1)		853 (838)	29 (31)		883 (870)
会館・共有財産等の維持・管理	2 (2)		18 (44)	78 (87)	5 (5)	103 (138)
住民票等の写しの交付			1,089 (936)			1,089 (936)

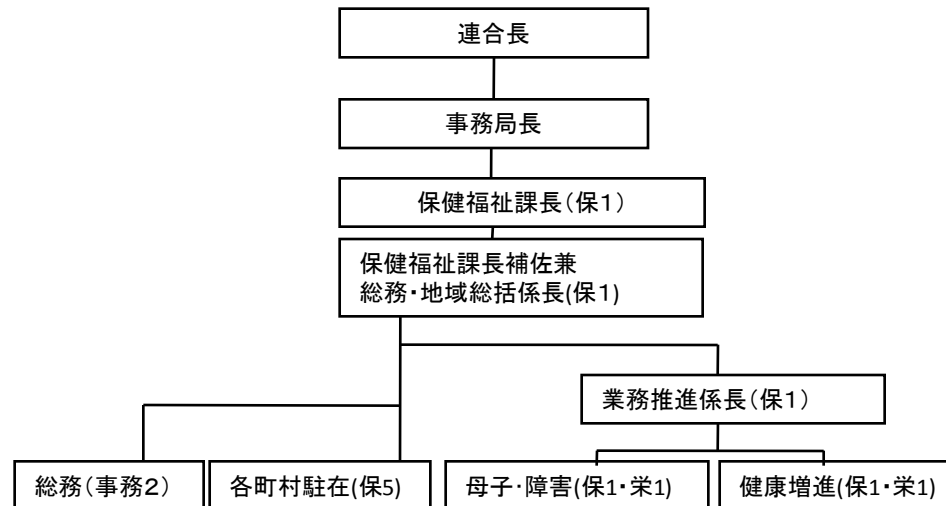
高知県中芸広域連合における保健福祉事業について

- 1 設置:平成10年5月28日(改正平成20年12月)
- 2 組織:奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村(3町2村)
- 3 主な事務:消防・救急、し尿処理、ごみ処理、介護保険関係等
平成21年度から保健福祉に関する事務を追加
- 4 保健福祉事務の内容
母子保健、児童福祉、障害者保健福祉、難病対策、老成人保健(健康増進)、高齢者福祉、その他(予防接種、感染症予防等)
- 5 執行体制:保健師10人(町村駐在5人、保健福祉課5人)
栄養士2人
事務職2人

中芸5町村の課題

- 人口:11,725人(高齢化率35.6%)
- 健康課題が深刻
 - 一人あたり国保医療費:県平均以上(県平均496,000円全国1位)
 - がん死亡:2町、1村が県内1~3位
 - がん検診受診率:10%台
 - 男性平均寿命:県平均以下(県平均78歳)
- 保健福祉業務の増大
 - 特定健診・保健指導、障害者自立支援、要保護児童への対応など
 - 市町村業務の増大
- 保健福祉業務の核となる保健師の状況
 - 20~30歳代が6割、産休育休を含め人材確保が困難

中芸地域保健福祉事務を共同で執行するための組織体制



※ 広域連合に派遣された町村職員は各町村の職員を併任